

国の留保からの配分等について

令和 8 年 2 月
水 産 庁

1 現行制度の概要

令和 7 管理年度において、特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）を除く。）の漁獲可能量及びその配分の変更のうち、以下に掲げるものについては、行政庁の恣意性のない機械的な変更として、各管理年度の開始前に水産政策審議会の了承を得ておき、事後報告で対応する運用としている。

(1) さんま、まあじ、まいわし各資源、するめいか並びにまさば及びごまさば各資源

資源管理基本方針別紙 2 に定めた方法（いわゆる「75%ルール」）に則り行う、国の留保からの配分に伴う数量の変更

(2) まさば及びごまさば対馬暖流系群

令和 6 管理年度の暫定的措置として資源管理基本方針別紙 2 に定めた方法に則り行う、令和 7 管理年度の漁獲可能量の変更

(3) さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、並びにずわいがに日本海系群 A 海域

資源管理基本方針別紙 2 の規定に基づき行う、配分を受ける者（数量を明示した都道府県及び大臣管理区分に限る。）の間の合意による数量を用いた国の留保からの配分に伴う数量の変更

(4) 融通が行われ得る特定水産資源（鯨類を除く。）

特定水産資源の漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領（令和 2 年 12 月 1 日付水産庁資源管理部長通知、令和 7 年 10 月 22 日最終改正。）に則り都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間、するめいかにあってはこれらに加え、大臣管理区分間で行う、融通に伴う数量の変更

(5) まいわし太平洋系群並びにまさば及びごまさば太平洋系群

資源管理基本方針別紙 2 の規定に基づき行う、大中型まき網漁業に係る漁獲割当管理区分の漁獲可能期間の終了に伴い確定した大臣管理漁獲可能量の未利用分の国の留保への繰入れ及び国の留保からの大中型まき網漁業に係る総量管理区分への追加配分に伴う数量の変更

(6) さんま

資源管理基本方針別紙2の規定に基づき行う、北太平洋さんま漁業に係る総量管理区分の漁獲可能期間の終了に伴い確定した大臣管理漁獲可能量の未利用分の北太平洋さんま漁業に係る漁獲割当管理区分への追加配分に伴う数量の変更

(7) すけとうだら太平洋系群

資源管理基本方針別紙2の規定に基づき行う、資源評価対象海域外からの資源の大量来遊による漁獲可能量の追加に伴う数量の変更

(8) すけとうだら日本海北部系群

資源管理基本方針別紙2の規定に基づき行う、管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分の翌管理年度への繰越しに伴う数量の変更

(9) 鯨類

- ①配分を受ける者間の合意による数量を用いた国の留保からの配分に伴う数量の変更
- ②融通に伴う数量の変更

2 数量変更の内容

前回報告を行った第142回資源管理分科会（令和7年12月8日開催）以降、上記1に該当する数量の変更を行ったので報告する。

1 (1) に該当 ※75%ルールに則り行う国の留保からの配分に伴う数量の変更

まいわし太平洋系群（令和7管理年度）

年月日	管理区分等	変更前数量 (トン)	変更後数量 (トン)	増減 (トン)	備考
令和7年12月22日	北海道	21,100	29,100	8,000	別添※1
	国の留保	42,100	34,100	-8,000	

まさば及びごまさば太平洋系群（令和7管理年度）

年月日	管理区分等	変更前数量 (トン)	変更後数量 (トン)	増減 (トン)	備考
令和7年12月15日	沖合底びき網漁業	5,700	6,700	1,000	別添※2
	国の留保	40,100	39,100	-1,000	
令和8年1月28日	沖合底びき網漁業	6,700	7,700	1,000	別添※3
	国の留保	37,900	36,900	-1,000	

1 (2) に該当 ※令和6管理年度の暫定ルールに則り行うTACの変更

まさば及びごまさば対馬暖流系群 (令和7管理年度)

年月日	管理区分等	変更前数量 (トン)	変更後数量 (トン)	増減 (トン)
令和7年12月24日	漁獲可能量	208,700	225,500	16,800
	国の留保	8,000	24,800	16,800

1 (3) に該当 ※関係者合意による数量を用いた国の留保からの配分に伴う数量の変更

まさば及びごまさば対馬暖流系群 (令和7管理年度)

年月日	管理区分等	変更前数量 (トン)	変更後数量 (トン)	増減 (トン)
令和8年1月23日	石川県	8,800	9,700	900
	島根県	22,900	26,900	4,000
	山口県	2,900	3,200	300
	長崎県	41,200	46,400	5,200
	鹿児島県	10,900	12,000	1,100
	大中型まき網漁業	106,300	116,800	10,500
	国の留保	24,800	2,800	-22,000

まいわし対馬暖流系群 (令和8年管理年度)

年月日	管理区分等	変更前数量 (トン)	変更後数量 (トン)	増減 (トン)
令和8年1月23日	長崎県	33,400	70,000	36,600
	鹿児島県	5,000	15,000	10,000
	大中型まき網漁業	42,200	60,200	18,000
	国の留保	90,600	26,000	-64,600

1(4)に該当 ※融通に伴う数量の変更

するめいか(令和7管理年度)

年月日	管理区分等	変更前数量 (トン)	変更後数量 (トン)	増減 (トン)
令和7年12月25日	北海道	4,947	4,547	-400
	山形県	201	131	-70
	長崎県	1,053	1,323	270
	大中型まき網漁業	786	986	200
令和8年1月9日	長崎県	1,323	1,523	200
	大中型まき網漁業	986	786	-200

(以上)

(別紙) 75%ルールによる国の留保からの追加配分を行った場合の追加数量の考え方

○ まいわし太平洋系群 (令和7管理年度) (トン)

管理区分等	変更前数量	期間予測漁獲量 (注)	国の留保からの追加数量 (期間予測漁獲量と変更前数量との差) ※千トン未満切り上げ
※1 北海道	21,100	28,853	8,000

○ まさば及びごまざば太平洋系群 (令和7管理年度) (トン)

管理区分等	変更前数量	期間予測漁獲量 (注)	国の留保からの追加数量 (期間予測漁獲量と変更前数量との差) ※千トン未満切り上げ
※2 沖合底びき網漁業	5,700	6,062	1,000
※3 沖合底びき網漁業	6,700	6,860	1,000

- (注) 期間予測漁獲量の算出方法
 期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。
 ① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで
 → 漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値
 ② 基準日の属する月
 → 日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値
 ③ 基準日の属する月の翌月
 → 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値
 ア 特異率 (当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であって、①に定める漁獲実績の値を、①に掲げる期間と同じ期間の過去5年間の漁獲実績の値のうち、月に上位3年間の漁獲実績の値を平均した値で除して算出する。ア及びイにおいて同じ。)が1以上の場合
 イ 当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値に当該特異率を乗じて得た値
 特異率が1未満の場合
 当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値を平均した値
 ④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで 漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値
 ⑤ 基準日の翌日から45日間 日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、45を乗じて得た値